

有害物質使用特定施設からの排水中に含まれる有害物質（排水中に含まれる有害物質の数1以上のもの／降順）

政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排水中に含まれる有害物質の数
47	医薬品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
73	下水道終末処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
71-4	産業廃棄物処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
74	特定事業場から排出される水の処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
66	電気めっき施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
51	石油精製業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
24	化学肥料製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
61	鉄鋼業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
71-5	TCE、PCE又はジクロロメタンによる洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
72	し尿処理施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
21	化学繊維製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
26	無機顔料製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
81	指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8

※「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査（調査結果概要）、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度（有害物質）を整理

・上記資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。

・資料6の○は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分けした。

政令番号	代表特定施設名	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	ふっ素及びその化合物	硝酸化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	排水中に含まれる有害物質の数
34	合成ゴム製造業の用に供する施設											○		○					○				○	○	○	○	○	○	○	7
49	農薬製造業の用に供する混合施設			○								○								○			○	○	○	○	○	○	○	7
71	自動式車両洗浄施設		○		○			○																○	○	○	○	○	○	7
25	水銀電解法による化成ソーダ又は化成カリの製造業の用に供する施設										○	○												○	○	○	○	○	○	6
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設										○	○	○		○												○	○	○	6
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加流施設				○																○			○	○	○	○	○	○	5
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設				○																○				○	○	○	○	○	5
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		○		○																						○	○	○	4
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設				○	○																			○			○	○	4
54	セメント製品製造業の用に供する施設	○			○	○	○																							4
68-2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設		○																						○	○	○	○	○	4
71-6	TCE、PCE又はジクロロメタンの蒸りゅう施設										○	○	○															○	○	4
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設			○		○																				○		○	○	4
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	○																								○		○	○	3
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設		○																					○				○	○	3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設																								○		○	○	○	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設																								○		○	○	○	2
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設																							○	○					2
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設											○									○									2
36	合成洗剤製造業の用に供する施設											○													○					2
41	香料製造業の用に供する施設											○																	○	2
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント					○		○																						2
66-2	旅館業の用に供する施設						○																		○					2
66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設																								○	○				2
2	畜産食料品製造業の用に供する施設																												○	1
10	飲料製造業の用に供する施設																												○	1
30	発酵工業の用に供する施設																												○	1
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設											○																		1
52	皮革製造業の用に供する施設											○																		1
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設					○																								1
91	湖沼法みなし指定地域特定施設（病院）				○																									1
92	湖沼法みなし指定地域特定施設（し尿浄化槽）																										○			1
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設					○																								1
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設																											○		1

※「平成21年度水質汚濁物質排出量総合調査(調査結果概要)、平成22年3月、環境省水・大気環境局水環境課」、表5.3(1)～表5.3(27) 代表特定施設別排水濃度(有害物質)を整理
・上記資料では、排水中から有害物質が検出された事業場数と濃度を、有害物質と特定施設別に集計している。
・資料6の○は、排水からその有害物質が検出された事業場が1以上あったことを表し、その数が同じ群を交互に色分けした。